

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行情）諮問第251号）

答申日：平成29年10月19日（平成29年度（行情）答申第271号）

事件名：特定日の記者会見において官房長官が発言した「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置」の根拠が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月18日付け閣副第173号により内閣官房副長官補（内政担当）（以下「内閣官房副長官補」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定日官房長官は、「法令に基づく所要の措置」と述べている。行政には法令遵守義務があるのであるから、根拠法やその実施に関する規則等が存在するのは法治国家において当然のことである。したがって、該当する法令やその実施について書かれた文書は、国内に関しての内閣官房長官を補佐する内閣官房副長官補には存在する。

（2）意見書

処分庁の理由説明書に対する反論

ア 処分庁の不開示決定理由は「当該請求に係る文書を保有していないこと」が理由である。

イ 公文書等の管理に関する法律における行政文書の定義、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（1号から4号を除く）である。

公文書等の管理に関する法律

2条4号 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が

職務上作成し，又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き，以下同じ。）であって，当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして，当該行政機関が保有しているものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。

1号 官報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

2号 特定歴史公文書等

3号 政令で定める研究所その他の施設において，政令で定めるところにより，歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

ウ 特定行政機関Aホームページ（特定行政機関Aホーム>特定行政機関Aの政策>制度>公文書管理制度）（URL：略）には，「公文書管理制度」として，「特定行政機関Aでは，国の行政機関や独立行政法人等において公文書管理法の適正かつ円滑な運用が行われるよう推進しています。」と記されている。

また，そのページには「行政文書ファイル管理簿の検索（e-Gov）」が記されている。

このことから，特定行政機関Aは，電磁的記録の「行政文書ファイル管理簿の検索（e-Gov）」を保有している。

行政機関・国立公文書館等の関連情報

行政機関の関連情報

各行政機関の行政文書管理規則一覧

行政文書ファイル管理簿の検索（e-Gov）

国立公文書館等の関連情報

国立公文書館等一覧

各国立公文書館等の利用等規則一覧

エ 本件における「請求する行政文書の名称等」は，「特定日 官房長官が，特定都道府県知事に対しての発言において，「損害賠償請求権を含め，法令に基づく所要の措置を講じることはあり得る」と述べたが，「損害賠償請求権を含め，法令に基づく所要の措置」の根拠の書かれた書類一切」である。

A（官房長官の姓。以下同じ。）が「法令に基づく所要の措置」と述べていることから，「法令」を根拠にしている。したがって，根拠である「法令」が開示されなければならない。

オ 「行政文書ファイル管理簿の検索（e-Gov）」を開くと，「電

子政府の総合窓口 e-Gov〔イーガブ〕」になる。さらに、その上部左端の「法令検索」を開くと、法令名を空欄に記入すると、法令が現れる仕組みとなっている。

仮に、特定都道府県知事に対する損害賠償を、民法でやるとすれば、そこに「民法」と入力すれば、民法その他の法律が列挙され、さらに、民法を開くと民法の条文が現れる。もし民法が根拠であれば、このように行政文書として開示は可能である。

また、「特定行政機関Aホーム>組織・制度」（URL：略）のページにおいても、「法令データ提供システム」があり、法令検索ができるシステムとなっている（URL：略）。

このように、内閣官房は、電磁的記録としての法令を行政文書として保有している。

カ 「法令」を根拠にA官房長官が「所要の措置を講じる」と述べていることから、Aが述べている特定都道府県知事に対する損害賠償請求権に基づく措置の根拠としての法令が、本件の行政文書として公開されなければならない。

法令に関しては、内閣官房は電磁的記録として保有している。

したがって、処分庁が「当該請求に係る文書を保有していないこと」は理由にはならない。

内閣官房は、電磁的記録としての法令を保有しているのであるから、A官房長官が措置を講じる根拠とした法令を行政文書として開示する義務がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成29年4月24日付けで受け付けた、処分庁による法に基づく不開示決定処分（原処分）に対する審査請求については、下記の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「特定日官房長官が、特定都道府県知事に対しての発言において、「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置を講じることはあり得る」と述べたが、「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置」の根拠の書かれた書類一切」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、当該請求に係る文書（以下「本件対象文書」という。）を保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不存在を理由として原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張、本件対象文書及び原処分について

審査請求人は、「行政には法令遵守義務があるのであるから、根拠法やその実施に関する規則等が存在するのは法治国家においては当然のことで

ある。したがって、該当する法令やその実施について書かれた文書は、国内に関しての内閣官房長官を補佐する内閣官房副長官補には存在する。」旨主張している。

しかしながら、本件は他の省庁の所管に係るものであって処分庁においては本件対象文書の作成及び取得を行っておらず、「処分庁に本件対象文書が存在する」とする審査請求人の主張は合理的な根拠を欠くものである。

前述にかかわらず、原処分に当たっては、処分庁において、書庫、担当職員の机の中及びパソコン内の電子データ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。さらに、本件審査請求後、処分庁において、改めて探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

3 結語

以上のとおり、本件行政文書開示請求につき、当該請求に係る文書を保有していないことを理由に、法9条2項の規定に基づき、不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年6月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月18日 | 審議 |
| ④ 同月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年9月11日 | 審議 |
| ⑥ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定日官房長官が、特定都道府県知事に対しての発言において、「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置を講じることがあり得る」と述べたが、「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置」の根拠の書かれた書類一切」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとした理由について、本件は他の省庁の所管に係るものであって処分庁においては本件対象文書の作成及び取得を行っておらず、また、原処分には当たっては、処分庁

において、書庫、担当職員の机の中及びパソコン内の電子データ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨説明する。

このため、処分庁が具体的にどのような行政文書を対象として上記判断等を行ったのかにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、官房長官の特定日の記者会見（以下「本件記者会見」という。）における「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置を講じることはあり得る」との発言について、その根拠が記載された書類の一切の開示を求めるものと解された。

イ そのため、原処分を行うに当たり、処分庁は、本件対象文書に該当し得る文書として、①官房長官が本件の記者会見において発言するに当たり、参照した決裁文書や想定問答などの文書、②特定都道府県知事を被告とする訴訟において損害賠償請求を行うに当たり、法的根拠を検討した文書等を想定した。

ウ しかしながら、内閣官房長官の記者会見においては、当該案件を所管する省庁が記者会見用の資料等を作成することが通例とされていることから、本件記者会見に使用した資料等も、他の省庁が作成しているものと考えられた。

エ そのため、処分庁において、本件対象文書に該当する文書を取得又は保有していないかについて、審査請求後に再度確認したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明については、特段、不自然、不合理な点があるとはいえない上、これを覆すに足りる事情もうかがえず、さらに、処分庁における探索の方法及び範囲についても特段の問題はないと認められる。

(3) 以上のとおり、内閣官房副長官補において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書において、「特定行政機関Aは、電磁的記録の「行政文書ファイル管理簿の検索（e-Gov）」を保有している」とした上で、「内閣官房は、電磁的記録としての法令を保有しているのであるから、A官房長官が措置を講じる根拠とした法令を行政文書として開示する義務がある」旨も主張する。

しかしながら、一般に法令は、公布の手続が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、また、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、法2条2項の行政文書には該当せず、

法の行政文書開示請求制度の対象とはならないものと解すべきであるから、審査請求人の上記主張は採用の余地はない。

その他、審査請求人は、種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房副長官補において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

「特定日官房長官が、特定都道府県知事に対しての発言において、「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置を講じることはあり得る」と述べたが、「損害賠償請求権を含め、法令に基づく所要の措置」の根拠の書かれた書類一切」